

# 次世代ものづくり人材育成プロジェクト事業 (職場体験テーマ枠) 事務取扱要領

平成 23 年 4 月 1 日

一般社団法人大田工業連合会

## (目的)

第 1 条 この事務取扱要領は、一般社団法人大田工業連合会（以下「大田工連」という。）が、区内中小企業者の実施する「次世代ものづくり人材育成プロジェクト事業（職場体験テーマ枠）（以下「職場体験テーマ枠」という。）」に対して、その事業の一部を依頼し実施するための事務取扱を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類に定める製造業のうち、別表に掲げる業種をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する企業をいう。

## (事業実施者)

第 3 条 事業実施対象となる者は、大田区教育委員会が実施する中学生職場体験（以下「職場体験」という。）の生徒を受け入れる企業で、区内に製造現場を持つ中小企業者で製造業を主たる事業で営むもの（以下「事業実施者」という。）とする。なお、大田工連の会員企業を特定するものではない。

## (対象事業)

第 4 条 職場体験テーマ枠は、中学生の「ものづくり」への興味の喚起、知識修得の場を創造する取り組みを行う事業実施者で、次に掲げるものとする。

- (1) 職場体験を受け入れるもの
- (2) その他、大田工連会長が必要かつ適当と認めるもの

2 事業実施期間は、当該年度内とする。

## (対象となる経費)

第 5 条 事業実施の対象となる経費は、前条におけるプロジェクトに要する経費のうち、次の経費とする。

- (1) 職場体験を行うための材料費、工具・器具費、教材費
- (2) 職場体験において生徒を指導する従業員の人件費（1 時間につき、一律 1,000 円とします。）
- (3) その他大田工連会長が特に適当と認める経費

## (経費の限度額)

第 6 条 大田工連は、事業予算の範囲内で、前条の経費を支払う。ただし、1 社当たり 2 万 5 千円を限度とする。

(応募方法)

第5条の経費を受けようとする事業実施者は、事業応募用紙(様式1)を大田工連会長に提出しなければならない。

(選考委員会)

第7条 事業実施者の選考について、次世代ものづくり人材育成プロジェクト選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会に必要な事項については、別に定める。

(事業実施者の決定等)

第9条 大田工連会長は、前条の選考委員会の決定を受け事業実施者を決定し、職場体験テーマ枠の実施を委託する。

(実績報告書の提出)

第10条 事業実施者は、実績報告書(様式2)により実施記録と別に定める書類を添付のうえ、大田工連会長が定める期日(3月中旬を予定)までに大田工連会長に提出しなければならない。

(経費の支払方法)

第11条 大田工連会長は、前条による実績報告書の内容とその完了を確認したうえで、応募経費を支払うものとする。

(事業実施者決定の取消)

第12条 大田工連会長は、次のいずれかに該当する場合は、事業実施者としての決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、事業実施者として決定されたとき
- (2) 応募内容や決定通知に付した条件その他法令に違反したとき
- (3) 職場体験テーマ枠を中止、中断したとき

(経費の返還)

第13条 大田工連会長は、前条により決定を取り消した場合において、既に所要経費が支払われているときは、期限を定めて返還を求めることができる。

(委任)

第14条 この事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この事務取扱要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表

プラスチック製品製造業
ゴム製品製造業
窯業・土石製品製造業
鉄鋼業
非鉄金属製造業
金属製品製造業
はん用機械器具製造業
生産用機械器具製造業
業務用機械器具製造業
電気機械器具製造業
情報通信機械器具製造業
電子部品・デバイス・電子回路製造業
輸送用機械器具製造業
その他の製造業
上記製造業と密接な関係のある業種で、一般社団法人大田工業連合会会長が認めたもの。